【評議員 就任承諾書兼誓約書 作成例　※令和４年４月１日以降】

就任承諾書兼誓約書

　私は、社会福祉法人○○○○○の評議員に選任されましたら、就任することを承諾します。就任にあたっては、次の各号を誓約します。

　１　社会福祉法第40条第１項各号の欠格条項に該当しないこと

　２　各評議員又は各役員と親族等特殊関係にある者が含まれないこと

　３　今後、上記１号および２号の記載事項に該当したときは遅滞なく報告すること

[任期]（ 令和○年○月○日 または 令和○年開催の定時評議員会の終結の時 ）から

令和○年開催の定時評議員会の終結の時まで

令和○年○月○日

社会福祉法人○○○○○　理事長　○○　○○　様

住　所

氏　名 　　　　 ㊞

・日付（＝承諾日）は、選任日（＝評議員選任・解任委員会の開催日）または選任日以前の日付を記入してください。

[社会福祉法抜粋]

第四十条　次に掲げる者は、評議員となることができない。

一　法人

二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五　第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第百二十八条第一号ニ及び第三号において「暴力団員等」という。）

第五十六条

８　所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。

[社会福祉法施行規則抜粋]

第二条の六の二　法第四十条第一項第二号（法第四十四条第一項、第四十六条の六第六項及び第百十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定めるものは、精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。